

道路維持作業車(2 t ダンプ 4WD)仕様書

令和 8 年度

奥州市都市整備部維持管理課

概 要

この仕様書は、道路維持作業車(2 t ダンプ 4WD) (以下「納入機」という。)に適用するもので、納入機は下記に定める性能、諸元及び各部構造その他を満たすほか、使用に耐え得る十分な耐久性、信頼性及び良好な操作性能を有するものとする。

納入機は、運輸省令昭和26年第67号(以降の改正分を含む)「道路運送車両の保安基準」にて適合するものでなければならない。なお、排出ガスの規制についても同保安基準によるものとする。

ここに明記されていない箇所については、奥州市(以下「発注者」という)と物品供給人(以下「受注者」という)が協議のうえ決定するものとする。

1 目 的

納入機は、道路等の機能を良好に保つための維持・修繕等を行うための作業に使用するものである。

2 納入台数 1 台

3 性 能

(1) 排出ガス及び燃費

ベース車両において以下の基準等に適合するものとする。

ア 排出ガス規制

平成28年排出ガス規制のレベル以上

イ 燃費

燃費値10km/L以上

4 主要諸元

- | | |
|-----------|------------|
| (1) 全 長 | 4,700mm 以下 |
| (2) 全 幅 | 1,700mm 以下 |
| (3) 全 高 | 2,000mm 以下 |
| (4) 床面地上高 | 800mm 以上 |
| (5) 車両総重量 | 6,000kg 以下 |
- なお、「9 付属装置及び付属品 9-2 車両総重量に含まないもの」以外は、本車両総重量に含むものとする。
- | | |
|---------------------|---------|
| (6) 最小回転半径(最外側車輪中心) | 6.0m 以下 |
| (7) 乗車定員 | 3 人 |
| (8) 最大積載量 | 2.0 t |

5 車 体

(1) 機 関	
型 式	ディーゼル
最高出力	110kW 以上
(2) トランスミッション	5速MT
(3) 車輪配列	前2、後4 (リヤタイヤダブル)
(4) 駆動方式	4WD
(5) 制御装置	
アンチロックブレーキシステム	1 式
(6) かじ取装置	
型 式	倍力装置付
(7) 運転室	
乗降扉	2 扉
ハンドル位置	右ハンドル
(8) ボデー形状	強化3方開
(9) 床面高	全低床

6 計 器 類

(1) 速度計	1 式
(2) 燃料計	1 式
(3) 水温計	1 式

7 付属装置及び付属品

7-1 車両総重量に含むもの

(1) ナビゲーションシステム (AM・FMラジオ付)	1 式
(2) カーエアコン	1 式
(3) 運転席・助手席SRSエアバック	1 式
(4) スペアタイヤ	1 式
(5) 停止表示機材 (三角停止表示板)	1 式
(6) 標準付属工具	1 式
(7) サイドバイザー	1 式
(8) 床マット	1 式
(9) 後方カメラ	1 式
(10) ドライブレコーダー (前方、200万画素以上)	1 式

(11) 被害軽減（自動）ブレーキ機能	1 式
(12) 下回り防錆塗装	1 式
(13) LEDヘッドランプ	1 式
(14) フロントフォグランプ	1 式
(15) パワーウインド	1 式
(16) 透明ビニール製シートカバー（全席）	1 式
(17) リア開閉調整及びチェーン取付	1 式
(18) 中間ピン取付	1 式
(19) スマートエントリー	1 式
(20) 手動ダンプシート	1 式

7-2 車両総重量に含まないもの

(1) スタッドレスタイヤ（ホイール付）	1 式
(2) タイヤチェーン	1 式
(3) 冬用ワイパー	1 式
(4) 取扱説明書	1 式
(5) 履歴簿	1 式

8 指定文字

両側面に「奥州市」の文字を入れる。

9 検 査

完成検査は、寸法、外観、溶接、その他組立状況を検査し、さらに車両や作業装置類の動作等の確認を行い全般的な機能を検査する。

検査に要する器具、人員等は受注者において準備するものとする。

10 保 証

納入後1箇年以内に設計製作上の欠陥によるものとみなされる故障が発生した場合には、受注者は無償修理をおこなわなければならない。ただし、製作会社等が別に定める保証期間が1箇年以上にわたる場合はそれを適用する。

特に重大な故障が発生したときは、上記期間経過後であっても、発注者と受注者が協議のうえ、受注者に無料修理を行なわせることがある。

11 納期

令和9年3月30日

12 納入場所

奥州市江刺大通り1番8号

13 その他の事項

13-1 製造期日等の指定

納入機は納入期日前1箇年以内に製造されたもので、新品でなければならない

13-2 提出図書の言語の指定

取扱説明書など提出を義務付けられた図書に使用する言語は、日本語とする。

13-3 新規登録等

本履行にあたり、新規登録、車庫証明等の届出については受注者が行なうものとする。

また、これらにかかる費用は受注者の負担とする。ただし、これによりがたい場合は発注者の指示を受けるものとする。

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税、納入及び登録に係る一切の費用（自動車損害賠償責任保険料、リサイクル料及び自動車重量税は除く。）を含むこと。落札者のみ、入札額の内訳を後日提出するものとする。（希望ナンバー登録とする。詳細は別途指示）